

岩手県告示第 278 号

岩手県県民生活安定緊急対策本部設置要綱（昭和 48 年岩手県告示第 1723 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第 3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部員は、総合政策室長、地域振興部長、環境生活部長、保健福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、県土整備部長、総務部長及び出納長をもって充てる。</p> <p>(支部)</p> <p>第 7 広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局(以下「<u>広域振興局等</u>」という。)ごとに本部の支部を置く。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 支部長は、<u>広域振興局等の長</u>をもって充て、副支部長は、広域振興局にあつては物価対策の事務を所掌する副局長、広域振興局総合支局及び地方振興局にあつては物価対策の事務を所掌する部の長をもって充てる。</p> <p>5 支部員は、広域振興局にあつては前項に規定する副局長の所管する地域支援課及び部の長、広域振興局総合支局及び地方振興局にあつては前項に規定する部以外の部の長、農業改良普及センター所長及び家畜保健衛生所長をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第 3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部員は、<u>企画理事</u>、総合政策室長、地域振興部長、環境生活部長、保健福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、県土整備部長、総務部長及び出納長をもって充てる。</p> <p>(支部)</p> <p>第 7 広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局ごとに本部の支部を置く。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 支部長は、<u>広域振興局にあつては物価対策の事務を所掌する副局長、広域振興局総合支局にあつては総合支局長、地方振興局にあつては局長</u>をもって充て、副支部長は、広域振興局にあつては物価対策の事務を所掌する副局長<u>以外の副局長</u>、広域振興局総合支局及び地方振興局にあつては物価対策の事務を所掌する部の長をもって充てる。</p> <p>5 支部員は、広域振興局にあつては部の長、<u>農業改良普及センター所長及び家畜保健衛生所長</u>、広域振興局総合支局及び地方振興局にあつては前項に規定する部以外の部の長、農業改良普及センター所長及び家畜保健衛生所長をもって充てる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	